

めばえ福祉会役員および評議員の報酬と費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めばえ福祉会(以下「法人」という。)定款第9条および第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬と費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等という。

(理事会、評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席した時は別表1により出席報酬を支払うことができる。

(理事、監事、評議員の業務報酬)

第4条 役員等が理事会、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合(例:研修会・講習会等)別表2により業務報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導、監査の業務にあたった場合は別表2により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第5条 役員等が理事会及び評議員会に出席した時はその費用を別表3により弁償することができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は別表4により支払うことができる。

(重複支給の防止)

第7条 施設の職員を兼務するものはこの規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は評議員会の議決を得なければならない。

評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合は、別表1及び別表3において支給する。

附則 この規程は平成29年1月1日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	5,000 円
評議員会出席報酬	5,000 円

別表 2

名 称	報 酉 額
理事・監事業務報酬	5,000 円
評議員業務報酬	5,000 円
監事業務報酬	5,000 円

別表 3

費 用 弁 償	弁 償 額
会議が開催される場所から片道 2 キロ以内 居住者 交通費等として	300 円
会議が開催される場所から片道 10 キロ以内 居住者 交通費等として	700 円
会議が開催される場所から片道 15 キロ以内 居住者 交通費等として	1,000 円
会議が開催される場所から片道 25 キロ以内 居住者 交通費等として	1,500 円

別表 4

旅 費	宿泊費	報 酉	その他
実 費	一泊 12,000 円	日額 5,000 円	実 費